

平成24年3月15日

各部長の長 殿

財 務 部 長

海外出張時における旅行保険料の支出について

海外出張時に個人で加入する旅行保険料については、従前、特別な取決めのある外部資金等を除いて公費等での支出は認めておりませんでした。が、「教職員保護」及び「危機管理」の観点から、別紙のとおり支出基準を作成しましたので、貴所属教職員等に周知願います。

担当：財務総括係 各務（5046）
fisokatu@adm.kanazawa-u.ac.jp

海外出張時における旅行保険支出基準

1. 趣旨

海外出張時における病気治療等の費用は、共済や労災等の公の保険制度では十分な補償が受けられない状況となっているため、「教職員保護」及び「危機管理」の観点から、公費等による支出を認めることとする。

2. 立替のできる保険内容及び保険金額

・立替のできる範囲

⇒本学の用務により海外出張を行う際に個人で加入した保険内容のうち、「治療・救援」に相当するもの

・立替のできる保険金額

⇒加入した保険内容のうち、「治療・救援」部分の金額とする。

ただし、総合保険のように死亡時保険等と合算され、経費を分ける事が不可能な場合については、実際に支払った保険料の範囲内で、保険加入期間1日あたり200円を上限として支出できる

3. 手続き

保険に加入したことが証明できる書類（保険加入期間、加入内容及び保険料が掲載されているもの）の写しを証拠書類として添付して私金立替請求を行う。なお、私金立替承認申請書は省略できるものとする。経費が他の保険内容と合算され、経費を分ける事が不可能な場合は、保険金額算定表（別添）もあわせて添付することとする。

ただし、平成23年6月1日から本通知日までの海外出張出発分において、保険に加入したことが証明できる証拠書類等が残っていない場合、①旅行命令書の写し ②本人からの申告書 ③加入内容や金額がわかるパンフレット等（可能な限り）④保険金額算定表をもって請求することが出来る。なお、不明な点がある場合は必ず事務担当係へ連絡すること。

4. 適用日

平成23年6月1日以降出発分から

5. その他

- ・補助金等の外部資金において、特別に保険料等についての条件がある場合は、それを優先する。

(参考) Q&A

Q1：保険には加入したが、治療・救援の内容が含まれていない場合は、請求できるか。

A1：今回の支出の目的は「治療・救援」の内容についての支援であるため、支出できません。ただし、内容が「治療」と「救援」とに分かれており、どちらか一方が含まれている場合は、請求可能です。

Q2：学生等の分についても請求できるか。

A2：本学の用務として旅行依頼を行っている場合は、請求できます。

Q3：他大学等からの依頼出張に際し、保険料のみ本学の経費から支出できるか。

A3：本取扱いは、「教職員保護」及び「危機管理」の観点から行われるものです。たとえ他大学等からの依頼出張であっても、本取扱いに沿って支出することは可能です。

Q4：補助金等の実施要領に「海外出張時の保険金の支出が可能」と明記がある場合、金額の算定はどうなるのか。

A4：補助金等の取扱いに準じてください。

Q5：補助金等により海外出張するが、その補助金では海外保険料の支出を認めないことが取扱要領に明記されている。その場合、他の経費から支出してもいいか。

A5：基盤研究経費等や寄附金からの支出は可能です。

ただし、補助金の種類によっては、決算報告時に自己負担分として計上する必要性が生じる可能性があります。

平成 29 年 3 月 3 日

各事務部会計担当係長 殿

財務部財務企画課財務総括係長

海外出張時における旅行保険料の支出に係る Q&A の更新について

標記について、平成 24 年 3 月 15 日付の通知にて、取扱いを定めておりますが、Q&A を更新しましたので、お知らせいたします。

【更新内容】 Q6 を削除

※Q6：科研費（補助金分・基金分）からの支出は可能か。

A6：「渡航先の国や地域において入国の際に保険加入が義務付けられている」
場合については、直接経費からの支出が可能です。義務付けられていな
い国や地域に渡航した場合は直接経費からの支出はできません。

【更新理由】 補助金等の外部資金の扱いについては、「5.その他」において既に
定められているため。

【参考】 科研費 FAQ

Q4441：海外への出張に係る海外旅行傷害保険料、査証（ビザ）の申請料や
予防接種等を科研費から支出することは可能ですか？

A：研究遂行上、必要であれば支出可能です。ただし、例えば、保険料にお
いては、契約に当たって適正な掛け金となっているかなど、過度に高額
な支出にならないように留意することが必要です。

<担当>

財務部財務企画課

財務総括係 川端，四辻

TEL：076-264-5044， 5046

FAX：076-234-4020

e-mail：fisokatu@adm.kanazawa-u.ac.jp

保険金額算定表

請求者

部局

職

氏名

旅費申請番号

2-

電子伝票番号

《保険加入期間について》

保険加入期間	~
--------	---

A: 保険加入日数

0

日間

C: 算定期間(A-B)

0

日間

上記のうち、私用 期間等除外期間	~
---------------------	---

B: 除外期間

0

日間

《保険加入内容について》

治療・救援保険加入確認

《請求額の算定について》

【治療・救援のみの金額が不明な場合】

D: 保険加入金額総額

円

E: 暫定金額(C*200)

0

円

※DとEを比較して金額の低い方を請求額とする。

算定金額

0

円

保険金額算定表(記入例)

請求者

部局	財務部財務企画課
職	〇〇
氏名	△△ △△

旅費申請番号 2- 050000 × × × ×
 電子伝票番号 × × × × × × × ×

加入期間は必須入力

《保険加入期間について》

保険加入期間	平成 24 年 01 月 10 日
	~ 平成 24 年 01 月 20 日

A: 保険加入日数
 11 日間

C: 算定期間(A-B)
 9 日間

上記のうち、私用 期間等除外期間	平成 24 年 01 月 11 日
	~ 平成 24 年 01 月 12 日

B: 除外期間
 2 日間

《保険加入内容について》

治療・救援保険加入確認

出張の途中に「私用」等がある場合は入力。ない場合は空欄。

《請求額の算定について》

D: 保険加入金額総額
 及び F: 治療・救援費用
 額が不明な場合は、
 空欄としてください。

【治療・救援のみの金額が不明な場合】
 D: 保険加入金額総額 0 円
 E: 暫定金額(C*200) 1,800 円
 ※DとEを比較して金額の低い方を請求額とする。

算定金額 1,800 円